

令和元年度事業計画について

1. 日司連規則の昨年の改正により、本年度から単位制研修の義務化が実施されています。司法書士法改正の柱の一つである使命規定の新設と連動して、他の資格士業と同列の位置づけを狙い、国民への社会的使命や責務として、提案されているものです。会員各位もこの趣旨にご理解いただき、研修単位の履修に努めるようお願いするものです。今や研修は自己研鑽の性格のものではなく、社会的責務と位置づけられています。このため、日司連からの要請に基づき、研修規則の制定を本総会に提案致します。
2. 相続法改正が順次実施されているところですが、債権法改正の実施も来年4月に控え、大きな制度改正が今後も続く予定です。相続登記の義務化や土地所有権の放棄と云った、以前には想定できなかったテーマが法制審議会で討議される状況です。会員の皆様に改正法の情報を提供し、或いは研修会を通じて実務知識の習得に怠りないよう務めて参ります。
3. 本年度は、会則63条の規定に沿うよう、当会の会計処理を公益法人会計基準に基づく財務諸表に移行します。
4. 司法書士制度は今回の司法書士法改正でも分かるように監督官庁のみに頼るだけでは、中々進みません。法改正は国会で審議される以上政治活動との関係を見逃せず、好むと好まざるを得ず政治連盟の活動が重要です。いま議論が集中しています（商業登記の民間業者参入問題）も政治連盟の側面支援があり、法務省が4月19日付け文書をH.P上公表したと聞いています。リーガル・サポートに代表される後見活動も司法書士制度の認知度向上に大いに貢献しています。

このように司法書士会に関連する諸団体との連携なくして、制度の発展は望めないと考えております。各自の活動を尊重しながら、より一層の制度の発展に努める所存です。